

政令第二百八十六号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「八戸市」を「八戸市 福島市 川口市 八尾市 明石市 鳥取市 松江市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令の一部改正）

2 次に掲げる政令の規定中「川口市、」及び「、八尾市、明石市」を削る。

一 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第十三条第一項

二 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令第十三条

第一項

（水質汚濁防止法施行令等の一部改正）

3 次に掲げる政令の規定中「福島市、」を削る。

一 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第十条

二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十

四条第二号

三 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）別表第一第三号

四 土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第九条

理由

福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市を地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市として指定する必要があるからである。